

平成25年8月20日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について

平成25年5月31日に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令および健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行規則等の一部を改正する省令は、一部の内容を除き、同日から施行されたところであります。

主な改正内容としては、

- ① 健康保険法の一部改正において、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上の負傷について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷または死亡を除き、健康保険の給付対象とすること。（平成25年10月1日施行）
- ② 健康保険法および船員保険法の一部改正において、厚生労働大臣の事業主または船舶所有者に対する命令並びに質問および検査を行う権限にかかる事務を全国健康保険協会に委任すること。（平成25年5月31日施行）
- ③ 健康保険法の一部改正において、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成25年度および平成26年度においては、16.4%とすること。（平成25年5月31日施行）
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正において、平成25年度および平成26年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の3分の1を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けること。（平成25年5月31日施行）
- ⑤ 国民健康保険法の一部改正において、平成25年度および平成26年度において、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合および組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとすること。（平成25年5月31日施行）

等であり、詳細につきましては、添付資料の別添1「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について（厚生労働省保険局長通知）」をご参照ください。

また、上記①の健康保険と労災保険の適用関係の整理に関する改正は、平成25年10月1日から施行されることとなりますが、これにあわせて、今般、添付資料の別添2のとおり、「健康保険法の第1条（目的規定）等の改正に関するQ&Aについて」が厚生労働省保険局保険課より事務連絡として発出されておりますのでご確認ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

健康保険法の第1条（目的規定）等の改正について

（平25.8.14 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

【別添1】健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について

（平25.5.31 保発0531第1号 厚生労働省保険局長）

【別添2】健康保険法の第1条（目的規定）等の改正に関するQ&Aについて

（平25.8.14 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

[参考資料（平25.5.31 官報（号外第112号）抜粋）]

- ・健康保険法等の一部を改正する法律（法律第26号）
- ・健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第164号）
- ・健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第75号）

事 務 連 絡
平成25年8月14日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法の第1条（目的規定）等の改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第164号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第75号）については平成25年5月31日に公布され、そのうち、健康保険と労災保険の適用関係の整理に関する改正（健康保険法第1条、第53条の2関係）については、平成25年10月1日から施行されます。つきましては、保険者宛に発出している「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成25年5月31日保発0531第1号厚生労働省保険局長通知。別添1）及び「健康保険法の第1条（目的規定）等の改正に関するQ&Aについて」（平成25年8月14日厚生労働省保険局保険課事務連絡。別添2）について情報提供させていただきます。

保発0531第1号
平成25年5月31日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号。以下「改正法」という。)、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成25年政令第164号。以下「改正政令」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第75号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、一部の内容を除き、同日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、このほか、第二の第1の一、二及び第三の第1に関する改正事項その他改正法、改正政令、改正省令の施行については、追って通知などをする予定である。

また、貴協会におかれては、平成24年7月に制定された「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」等に基づき、後発医薬品の全国的な使用促進をはじめ、レセプト点検、保健事業(特定健康診査、特定保健指導)の推進等により、更なる医療費の適正化を推進し、財政の安定化に向けて努力されたい。

記

第一 改正の趣旨

医療保険制度の安定的運営を図るため、全国健康保険協会に対する国庫補助割合に係る特例及び後期高齢者支援金の負担方法に係る特例をそれぞれ平成26年度まで2年間延長する等の所要の措置を講ずるものであること。

第二 改正法の主な内容

第1 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)の一部改正(改正法第1条関係)

一 健康保険の保険給付に関する事項(健康保険法第1条及び第53条の2関係)

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務(被保険者の数が5人未満

である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡を除き、健康保険の給付対象とすること。

二 厚生労働大臣の権限に係る事務の全国健康保険協会（以下「協会」という。）への委任に関する事項（健保法第204条の7及び第204条の8関係）

厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任すること。

三 国庫補助の特例に関する事項（健保法附則第5条の3関係）

協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成25年度及び平成26年度においては、16.4パーセントとすること。

四 準備金の特例に関する事項（健保法附則第8条の5関係）

協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととすること。

第2 船員保険法（昭和14年法律第73号）の一部改正（改正法第2条関係）

厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任すること。

第3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の一部改正（改正法第3条関係）

平成25年度及び平成26年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の3分の1を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けること。

第4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正（改正法第4条関係）

平成25年度及び平成26年度において、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとする。

第5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部改正（改正法第5条関係）

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成32年3月31日までの間に延長すること。

第6 施行期日等

改正法は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、第1の一は、平成25

年10月1日から施行することとしたこと。

なお、第1の一の施行に当たっては、健康保険法による保険給付で、平成25年10月1日より前に発生した事故に起因する業務上の事由による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例によるものとしたこと。

第三 改正政令の主な内容

第1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正（改正政令第1条関係）

- 一 健康保険組合の準備金の積立て額の基準について、医療給付費相当分については3か月分、後期高齢者支援金等相当分については1か月分とすること。（健康保険法施行令第29条及び第46条関係）
- 二 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令附則第7条関係）

第2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正（改正政令第2条から第4条まで及び第6条関係）

平成25年度及び平成26年度において、各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定においてその額の3分の1を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び平成25年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第3 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）の一部改正（改正政令第5条関係）

- 一 都道府県単位保険料率の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第2条、第6条及び第7条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第3条関係）

第4 施行期日

改正政令は、公布の日から施行することとしたこと。

第四 改正省令の主な内容

- 第1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第1条関係）
- 一 協会の定款に定める事項に健保法第198条の規定に基づく立入検査等に関する事項及び健康保険委員に関する事項を加えること。（健保則第2条の2関係）
 - 二 健保法第53条の2の厚生労働省令で定める業務を当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものとする。こと。（健保則第52条の2関係）
 - 三 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。ことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健保則附則第1条の4関係）
 - 四 厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健保則様式第25号関係）
- 第2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）
- 厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 第3 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）の一部改正（改正省令第3条関係）
- 改正政令第2条において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第14条の2が改正され、同令附則第14条の3の規定が新たに設けられたことに伴い、組合別財政力指数について、所要の規定の整備を行うこと。
- 第4 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）の一部改正（改正省令第4条関係）
- 高齢者医療確保法附則第13条の5の2から第13条の5の5まで並びに附則第14条の5及び第14条の6の規定が新たに設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 第5 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第144号）の一部改正（改正省令第5条関係）
- 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。ことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 第6 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第50号）の一部改正（改正省令第6条関係）

- 一 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととするに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(健康保険法施行規則の一部を改正する省令附則第6条の3関係)
- 二 都道府県単位保険料率の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備等を行うこと。(健康保険法施行規則の一部を改正する省令附則第8条の2関係)

第7 施行期日

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、第1の二に関する事項については、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

第8 経過措置

改正省令による改正前の健康保険検査証及び船員保険検査証は、当分の間、改正省令による改正後の健康保険検査証及び船員保険検査証とみなすこととしたこと。(改正省令附則第2条及び第3条関係)

事務連絡
平成25年8月14日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険法の第1条（目的規定）等の改正に関するQ&Aについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）等については、先般、「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成25年5月31日保発0531第1号厚生労働省保険局長通知）を发出したところですが、そのうち、平成25年10月1日から施行される健康保険法の第1条（目的規定）等の改正（健康保険と労災保険の適用関係の整理）に係る事務の実施に当たり、別添の通りQ&Aを作成いたしましたのでお送りします。運用に当たって、十分に留意の上、適切にご対応いただくようお願い申し上げます。

<健康保険法第1条（目的規定）等の改正にかかる基本的事項>

【質問1】

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）により、健康保険法の第1条（目的規定）の改正が行われたが、その改正趣旨はどのようなものか。

（回答）

- 現行では、被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合や、被扶養者が請負業務やインターンシップ中に負傷した場合など、健康保険と労災保険のどちらの給付も受けられないケースがある。

- 今回の改正趣旨は、こうしたケースに適切に対応するため、広く医療を保障する観点から、労災保険の給付が受けられない場合には、原則として健康保険の給付が受けられることとするものである。

【質問2】

新設された健康保険法第53条の2において、被保険者又はその被扶養者が法人の役員である場合に、その法人の役員としての業務に起因する負傷等が保険給付の対象外とされているが、その趣旨及び「法人の役員として業務」とは何を指すのか。

（回答）

（趣旨について）

- 今回の改正においては、原則として労災保険からの給付が受けられない場合は健康保険の給付を受けられることとした。ただし、法人の役員の業務上の負傷については、使用者側の責めに帰すべきものであるため、労使折半の健康保険から保険給付を行うことは適当でないと考えられる。

- このため、被保険者等（※）が法人の役員である場合に、その法人の役員としての業務に起因する負傷等については、原則として保険給付の対象外とすることとした。
※ 被保険者のほか、被扶養者も含む。

（法人の役員としての業務について）

- 「法人の役員としての業務」とは、法人の役員がその法人のために行う業務全般を指し、特段その業務範囲を限定的に解釈するものではない。

（労災保険の特別加入について）

- なお、中小事業主等（※）については、労災保険に特別加入することによって、業務上に起因する負傷等に対し、労災保険の給付を受けられる場合がある。

※ 以下に定める数の労働者を常時使用する法人の代表者および役員など。

- ・金融業、保険業、不動産業、小売業：50人以下
- ・卸売業、サービス業：100人以下
- ・その他の業種：300人以下

【質問3】

健康保険法第53条の2において、「法人の役員としての業務」のうち、「被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務で厚生労働省令で定めるもの」が除外されているが、その趣旨はどのようなものか。また「厚生労働省令で定めるもの」とは具体的に何か。

(回答)

(趣旨について)

- 平成15年7月1日以降、厚生労働省保険局通知（平成15年7月1日保発0701001号・庁発0701001号等）において、「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異なるような業務に従事している者」については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険の保険給付の対象（傷病手当金を除く）としてきたところである。

今回の改正においても、その趣旨を踏まえ、被保険者が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員については、その事業の実態を踏まえ、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の対象としたものである。

(厚生労働省令で定めるものについて)

- 厚生労働省令では、健康保険の給付対象となる業務を「当該法人における従業員（同条に規定する法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるもの」（厚生労働省令第52条の2）としている。したがって、役員の業務内容が当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められない場合には健康保険の給付対象とならない。

【質問4】

「被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員」についての取扱いの法制化に伴い、これまでの取扱いを示してきた「法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について」（平成15年7月1日保発0701001号・庁発0701001号等 ※平成16年3月30日保発0330001号等により一部改正）はどうなるのか。

(回答)

- 上記通知については廃止される。よって、被保険者が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員が業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病について、傷病手当金は支給しないこととしていたが、この取扱いも廃止され、傷病手当金も保険給付の対象となる。

【質問5】

本改正はいつから適用されるのか。

(回答)

- 平成25年10月1日以降に発生した事故に起因する業務上の事由による負傷等について適用される。

<その他事務取扱等について>

【質問6】

被保険者またはその被扶養者において、業務災害・通勤災害と疑われる事例で健康保険の被保険者証を使用し、または現金給付の申請等が行われた場合、健康保険の保険者は、まずは労災保険への請求を促し、健康保険の給付を留保することができるか。

(回答)

- 労災保険法における業務災害については健康保険の給付の対象外であり、また、労災保険法における通勤災害については労災保険からの給付が優先されるため、まずは労災保険の請求を促し、健康保険の給付を留保することができる。
- ただし、保険者において、健康保険の給付を留保するに当たっては、関係する医療機関等に連絡を行うなど、十分な配慮を行うこと。

【質問 7】

労災保険における審査の結果、業務外であることを理由に不支給となった場合は、原則として健康保険の給付対象となるが、その労災保険の審査結果について、健康保険の保険者はどのような方法で確認することになるのか。

(回答)

- 労災保険の不支給決定通知は請求人本人に対してのみ送付されることから、健康保険の保険者は被保険者又は被扶養者からその結果を確認することとなる。このため、保険者は一定期間経過後（※）に被保険者等に対して連絡を行うなど、十分な配慮を行うこと。
 - ※ 労災保険における負傷の場合の標準的な審査期間：1ヶ月程度
 - 労災保険における疾病の場合の標準的な審査期間：6～8ヶ月程度
 - （ただし、事案により調査に時間がかかる場合がある。）

- なお、健康保険の保険者においては、保険給付の時効期間（2年間）を考慮し、労災保険給付の請求が行われている場合であっても、健康保険給付の申請が可能であることを被保険者等に対して周知するなどの十分な配慮を行うこと。
 - ※ 労災保険の請求が行われている場合の健康保険給付申請の取扱いについては、「労災保険給付の請求が行われている場合の健康保険の給付申請の取扱いについて（平成24年6月20日厚生労働省保険局保険課事務連絡）」を参照されたい。

【質問 8】

健康保険の保険者においては、どのような事案について「業務災害・通勤災害であることが疑われる」として、被保険者等に対して労災保険への請求を勧奨すべきか。

(回答)

- 「業務災害・通勤災害であることが疑われる」事案とは、次のような事案である。
 - ・ 健康保険の被保険者（法人の役員※1を除く）が、工作中・通勤※2中に負傷した事案
 - ・ 健康保険の被扶養者が、短時間正社員、パート・アルバイト等の労働者として就労しており、かつ、工作中・通勤中に負傷した事案
 - ・ 健康保険の被保険者（法人の役員※1を除く）が、疾病にかかり、その原因が仕事にあると思われる事案
 - ・ 契約形態等に関わらず（請負、法人の役員、ボランティア、インターン等）、労働が他人の指揮監督下において行われ※3、報酬が一定時間労務を提供していることの対価と判断される場合に、その工作中・通勤中に負傷した事案又は疾病にかかりその原因が仕事にあると思われる事案

- ※1 工場長、部長等を兼務している役員の場合は、労働者と認められることがある（業務災害・通勤災害になることがある）。
- ※2 「通勤」とは、原則として、労働者が、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復②就業の場所から他の就業の場所への移動③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいう。
なお、その経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合には、逸脱・中断及びそれ以後の移動は、一定の場合を除き「通勤」に該当しない。
- ※3 仕事の依頼等に対する諾否の自由がなく、業務の内容及び遂行方法について具体的な指揮命令を受け、勤務場所、勤務時間が指定・管理されているなど

【質問9】

業務災害・通勤災害と思われる事案について、労災保険を請求し、その審査が行われている間、患者の医療費の負担はどうなるのか。

(回答)

- 労災保険指定医療機関で診療を受けるかどうかによって扱いが異なる。
<労災保険指定医療機関において診療を受けた場合>
労災保険指定医療機関で業務災害・通勤災害として療養の給付（現物給付）を受けた場合、患者に医療費の負担は生じない。
- <労災保険指定医療機関以外において診療を受けた場合>
患者は医療費全額を一旦支払った上で、労災保険に請求することになる。

健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十一条」を「第二百二十二条」に改める。

第一条中「の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者」を「又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう)以外」に、「死亡」を「若しくは死亡」に改める。

第七条の二第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二百四十四条の七第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

第五十三条の次に次の一条を加える。

(法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)

第五十三条の二 被保険者又はその被扶養者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務(被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

第五十五条第一項中(昭和二十二年法律第五十号)を削る。

第二百四十四条第一項中「及び前条第一項」を「前条第一項」に改め、「市町村長が行うこととされたもの」の下に「及び第二百四十四条の七第一項に規定するもの」を加える。

第二百四十四条の五第二項中「同項中」の下に「、保険料又は保険給付」とあるのは「又は保険料」とを加え、「機構」を「日本年金機構」に改める。

第二百四十六条の六の次に次の二条を加える。
(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四十七条 第九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(健康保険組合に係る場合を除き、保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第二百四十八条の八 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中、「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは、「保険給付」と、当該職員」とあるのは協会の職員」とする。

第二百八条第五号中、「の職員」の下に、「及び第二百四十八条の八第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する協会の職員」を加え、若しくは同項を、若しくは第九十八条第一項に改める。

本則に次の一条を加える。
第二百二十二条 協会の役員は、第二百四十八条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして(国庫補助の特例)を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三 平成二十五年度及び平成二十六年において、第五百三十三条第一項中、「給付費割合(同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは、「同法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同法附則第十三条の五の二第一号に規定する調整対象給付費見込額(以下この条において、調整対象給付費見込額、という。）」に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(の割合」と、に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは、「を基準として政令で定める額」と、附則第四条の四の規定により読み替えられた第五百三十三条第二項中、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。）」及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。）」並びに」とあるのは、「の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から、調整対象給付費見込額に同法附則第十三条の五の二第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(の割合を乗じて得た額並びに同法の規定による後期高齢者支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)(の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五の二第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。))及び」と、当該額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは、「前期高齢者交付金」と、当該額に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは、「前項の政令で定める額」と、第五百三十四条第一項中、「費用の額に給付費割合」とあるのは、「費用の額に給付費割合(高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。))と、附則第五条中、「千分の百三十三」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

附則第八条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして(都道府県単位保険料率の算定の特例等)を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八条の五 平成二十五年度及び平成二十六年において、第六十条第三項第三号中、「並びに健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」と、及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第五百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）」とあるのは、「(第五百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。))並びに第七條の三十一の規定による短期借入金金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中、「二年」と、翌事業年度以降の五年間」とあるのは、「平成二十五年年度にあつては当該年度開始後速やかに、同年度及び平成二十六年年度の各事業年度についての、平成二十六年年度にあつては当該年度開始前に、当該事業年度」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年において、第六十条の二の規定は適用しない。
(船員保険法の一部改正)

第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中、「法律は、船員」の下に、「又はその被扶養者」を加え、及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産」を削る。

第五条第四号中、「前三号」を、「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一を加える。
四 第五百三十三条の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務
第五百三十三条第一項中、「行うこととされたもの」の下に、「及び第五百三十三条の六の二第一項に規定するもの」を加える。

第五百三十三条の五第二項中、「同項中」の下に、「保険料又は保険給付」とあるのは、又は保険料」と、を加え、機構」を、「日本年金機構」に改める。
第五百三十三条の六の次に次の二条を加える。
(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五百三十三条の六の二 第九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第五百三十三条の六の三 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中、「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは、「保険給付」と、当該職員」とあるのは協会の職員」とする。

第二百八条第五号中、「の職員」の下に、「及び第二百四十八条の八第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する協会の職員」を加え、若しくは同項を、若しくは第九十八条第一項に改める。

本則に次の一条を加える。
第二百二十二条 協会の役員は、第二百四十八条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして(国庫補助の特例)を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三 平成二十五年度及び平成二十六年において、第五百三十三条第一項中、「給付費割合(同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。))とあるのは、「同法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同法附則第十三条の五の二第一号に規定する調整対象給付費見込額(以下この条において、調整対象給付費見込額、という。))に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(の割合」と、に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは、「を基準として政令で定める額」と、附則第四条の四の規定により読み替えられた第五百三十三条第二項中、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。))及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。))並びに」とあるのは、「の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の五の四第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特別被保険者に係るものを除く。))及び」と、当該額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」とあるのは、「前期高齢者交付金」と、当該額に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは、「前項の政令で定める額」と、第五百三十四条第一項中、「費用の額に給付費割合」とあるのは、「費用の額に給付費割合(高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。))と、附則第五条中、「千分の百三十三」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

附則第八条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして(都道府県単位保険料率の算定の特例等)を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八条の五 平成二十五年度及び平成二十六年において、第六十条第三項第三号中、「並びに健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」と、及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第五百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。))とあるのは、「(第五百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。))並びに第七條の三十一の規定による短期借入金金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中、「二年」と、翌事業年度以降の五年間」とあるのは、「平成二十五年年度にあつては当該年度開始後速やかに、同年度及び平成二十六年年度の各事業年度についての、平成二十六年年度にあつては当該年度開始前に、当該事業年度」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年において、第六十条の二の規定は適用しない。
(船員保険法の一部改正)

第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第一条中、「法律は、船員」の下に、「又はその被扶養者」を加え、及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産」を削る。

第五条第四号中、「前三号」を、「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一を加える。
四 第五百三十三条の六の二第一項に規定する権限に係る事務に関する業務
第五百三十三条第一項中、「行うこととされたもの」の下に、「及び第五百三十三条の六の二第一項に規定するもの」を加える。

第五百三十三条の五第二項中、「同項中」の下に、「保険料又は保険給付」とあるのは、又は保険料」と、を加え、機構」を、「日本年金機構」に改める。
第五百三十三条の六の次に次の二条を加える。
(協会への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五百三十三条の六の二 第九十八条第一項の規定による厚生労働大臣の命令並びに質問及び検査の権限(保険給付に関するものに限る。)に係る事務は、協会に行わせるものとする。ただし、当該権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 前項に定めるもののほか、協会による同項に規定する権限に係る事務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(協会が行う立入検査等に係る認可等)

第五百三十三条の六の三 協会は、前条第一項に規定する権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中、「被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付」とあるのは、「保険給付」と、当該職員」とあるのは協会の職員」とする。

第二百八条第五号中、「の職員」の下に、「及び第二百四十八条の八第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する協会の職員」を加え、若しくは同項を、若しくは第九十八条第一項に改める。

本則に次の一条を加える。
第二百二十二条 協会の役員は、第二百四十八条の八第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして(国庫補助の特例)を付し、同条の次に次の一条を加える。

附則第十三条の五の次に次の見出し及び四条を加える。
 (平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例)

第十三条の五の二 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において「前期高齢者加入見込率」という。)を乗じて得た額との合計額(第三号及び附則第十三条の五の四第一項第一号において「調整対象給付費見込額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項第一号の概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入見込率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の五の四第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。)

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の四第一項第一号において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の四第一項第二号及び第三項において同じ。)

第十三条の五の三 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において「前期高齢者加入率」という。)を乗じて得た額との合計額(第三号及び附則第十三条の五の五第一項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第一項第一号の確定加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の五の五第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。)

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の五第一項第一号において同じ。)

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五の五第一項第二号及び第三項において同じ。)

(平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例)

第十三条の五の四 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額)の合計額(第一号及び第二号に掲げる額を控除した額)に三分の二を乗じて得た額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。)に三分の二を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額に納付金概算拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率(第百二十条第一項の概算後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の五の二の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

第十三条の五の五 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額)の合計額(第一号及び第二号に掲げる額を控除した額)に三分の二を乗じて得た額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額」という。)に三分の二を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額
四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に納付金確定拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率（第二百一十一条第一項の確定後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

3 前項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者（第一号第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。）に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の五の三の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

附則第十四条の四の次に次の見出し及び二条を加える。
（平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例）

第十四条の五 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第一百九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、第二百一十条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二百一十条第一項の規定により算定される概算後期高齢者支援金の額（以下この条において「概算加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二 概算総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の概算総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額に支援金概算拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者に係る概算加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を当該各年度における当該各被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額に三分の一を乗じて得た率とする。

第十四条の六 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る第二百一十一条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、第二百一十一条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二百一十一条第一項の規定により算定される確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二 確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に支援金確定拠出率及び当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

（国民健康保険法の一部改正）
第四条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の次に次の条を加える。
第二十一条の三 平成二十五年から平成二十八年までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての附則第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは、「に係る後期高齢者支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三から第十四条の六までの規定の適用がないものとして同法第九十九条の規定を適用するもの）ならば同条第一項の規定により算定されるものとする。次項第二号において同じ。」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは、「に係る」とする。

2 平成二十五年及び平成二十六年の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは、附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、第三十五条第三項に規定する確定調整対

象基準額」とあるのは、「附則第十三条の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは、「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」とする。

3 平成二十七年及び平成二十八年の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中、「以下この項において同じ。」とする。とあるのは、「と」と、前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは、「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」とする。

附則第二十二條の二中「平成二十四年度」を「平成二十六年」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
 第五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第一条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三（国庫補助率に係る部分に限る。）の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由（第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の事由をいう。）による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例による。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
 第四条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条のうち健康保険法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定中、附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして（国庫補助の特例）を付し、同条を、「附則第五条の三」に改め、第五条の三を第五条の四とする。

第二十七条のうち、高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の二及び第十三条の三の改正規定を削り、同法附則第十三条の五の次に四条を加える改正規定中、附則第十三条の五の次に次の「を」を、「附則第十三条の五の次に次の見出し及び」に、「調整対象給付費見込額等」を、「当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等

保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の八において「調整対象給付費見込額等」という。）に、「附則第十四条の五第一項」を、「附則第十四条の七第一項」に、「三 調整対象給付費見込額等」に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等）に当該各年度における概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。）」に、「調整対象給付費額等」を、「一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率を乗じて得た額との合計額（第三号及び附則第十三条の九において「調整対象給付費額等」という。）」に、「附則第十四条の六第一項」を、「附則第十四条の八第一項」に、「三 調整対象給付費額等」に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）」を、「附則第十四条の六の次に次の見出し及び」に改め、同条第二項に規定する「を削り、第十四条の六を第十四条の八とし、第十四条の五を第十四条の七とする。

附則第一条第五号中、「同法附則第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定並びに同条」を、「並びに同法附則第五条の三」に、「及び第六十条」を、「第六十条及び第六十七条」に改める。

附則第四十八條の二及び第四十八條の三中「附則第五条の三」を「附則第五条の四」に改める。
 附則第五十一條の六中「附則第十四條の五第一項」を「附則第十四條の七第一項」に改める。
 附則第五十一條の七中「附則第十四條の六第一項」を「附則第十四條の八第一項」に改める。
 附則第五十九條を次のように改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第五十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の三第三項中「及び平成二十八年の各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

4 平成二十八年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは、「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「前々年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第二号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは、「概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」とする。

附則第二十一条の三の次に次の二条を加える。
 第二十一条の四 平成二十九年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは、「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「前々年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは、「概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」とする。

附則第二十一条の三の次に次の二条を加える。
 第二十一条の四 平成二十九年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは、「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「前々年度の概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」と、ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）」と、「概算調整対象基準額」とあるのは、「概算調整対象基準額（同法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。）」とする。

第二十一条の五 平成三十年以後の各年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中、「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは、「附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは、「附則第十三条の七第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額」とする。

附則第六十条中、「附則第五十九条」を「前条」に、「附則第二十一条の三」を「附則第二十一条の三第四項」に、「ないもの」として改正後国保法」を「ないもの」として前条の規定による改正前の国民健康保険法（以下この条において「改正前国保法」という。）附則第二十一条の三第三項の規定により読み替えられた改正前国保法附則」に改める。

附則第六十七条から第六十九条までを次のように改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十七条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条中（以下「新高齢者医療確保法」という。）を削る。

附則第三十六条中「新高齢者医療確保法附則第十三条の六」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の十」に改める。

第六十八条及び第六十九条 削除

（政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

内閣総理大臣 安倍 晋三

<p>附則第十三条及び第二十三条の五並びに第五号の規定により読み替へられた第五号第四項第一号</p>	<p>イ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p>	<p>得た額</p>
<p>イ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p> <p>ロ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p>	<p>イ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p> <p>ロ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p>	<p>得た額</p> <p>イ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p> <p>ロ 特定納付費用額のうち前期高年齢者納付金の納付に要する費用の額に、前条第一号及び第二号に掲げる額を乗じて得た額を、この項の額に算入する。</p>

附則第二十三条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（前期高年齢者交付金及び後期高年齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第三条 前期高年齢者交付金及び後期高年齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高年齢者支援金額の算定の特例）

第四条の二 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高年齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高年齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高年齢者支援金額」という。）に三分の二を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高年齢者支援金額

三 特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。第三項において同じ。）に係る調整前確定加入者割後期高年齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高年齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。）に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高年齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高年齢者支援金額に、法附則第十四条の六第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四

割合 厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前高年齢者納付金及び後期高年齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高年齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を算定し、厚生労働省令で定めるところにより算定した組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第四条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中、「並びに」を、「同法附則第五条の三の規定により読み替えられた」に、「第百五十四条」を、「の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十四條」に改め、同項の表第百五十三條第二項の項中、「及び同法」及び、「同法」を、「同法」に改め、同項の表第百五十五條第一項及び第百六十條第三項第二号の項中、「第百五十五條第一項及び第百六十條第三項第二号」を、「第百五十五條第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百六十條第三項第二号 病床転換支援金等 老人保健拠出金

附則第十条第五項中、「第二十二條の規定により読み替えられた」の下に、「同法附則第二十一條の三第一項の規定により読み替えられた」を加え、同条第三項中、「及び病床転換支援金」とあるのは、「を」を、「同条第三項中、「及び病床転換支援金(当該」とあるのは(当該」と、同じ)」とあるのは「同じ)」に改める。

附則第十九條第一項及び第二項中、「第二十九條」の下に、「第四十六條」を加える。

(健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第五条 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして(定義)を付し、同条第六号中、「平成三十年三月」を、「平成三十二年三月」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条 平成二十五年及び平成二十六年において、前条第十五号中、「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

第四条及び第五条 削除

附則第六条第一項中、「平成三十年三月」を、「平成三十二年三月」に改め、同条第二項中、「平成二十九年」を、「平成三十一年」に改める。

附則第七条第一項第一号口中、「平成三十年三月」を、「平成三十二年三月」に改め、同条第二項中、「平成二十九年」を、「平成三十一年」に改める。

(平成二十五年における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正)

第六条 平成二十五年における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令(平成二十五年政令第百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十五年における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

本則に次の一条を加える。

(負担調整基準率)

第三条 平成二十五年における法第三十八條第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第七十五号
 健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十六号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十五年政令第六十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第一節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給」を「第一節 通則（第五十二条の二）
 入院時食事療養費等の支給」に改める。

第二条の二 中「関する事項」の下に、「協会が行う法第九十八条第一項の規定による命令、質問及び検査に関する事項並びに健康保険委員（協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う者を含む。）に関する事項」を加える。

第三章中第一節を第一節の二に改め、同節の前に次の一節を加える。

第一節 通則

（法第五十三条の二の厚生労働省令で定める業務）

第五十二条の二 法第五十三条の二の厚生労働省令で定める業務は、当該法人における従業員（同条に規定する法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものとす。

第百五十九条第一項ただし書中「第一号」の下に、「第二号」を加える。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

第一条の四 平成二十五年及び平成二十六年において、第百三十五条の七中「準備金の積立の予定額及び同項」とあるのは「同項」と、同条第一号中「準備金の積立の予定額を控除した額に同項」とあるのは「同項」と、同項を加えた額」とあるのは「額」とする。

様式第二十五号（裏面）中「回項の規定による当該職員」の次に「（第二十四号の五第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する職員の職員及び第二十四号の八第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。）を加え、若しくは回項、若しくは第百九十八条第一項、若しくは日本年金機構」を、「日本年金機構又は全国健康保険協会」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号（表面）中「の職員の」の次に「及び第百五十二号の六の二第二項において読み替えて適用される第百四十六号第一項に規定する協会の職員」を加え、若しくは回項、若しくは第百四十六号第一項、若しくは改め、同様式（裏面）中「又は日本年金機構理事長」を、「日本年金機構又は全国健康保険協会」に改める。

第三条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。）

第二条第一項第二号中「旧組合別財政力指数（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定による改正前の算定政令第

五号第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この号及び附則第四条の五において」を「組合別財政力指数（算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五号第四項第二号ロ（一）に規定する組合別財政力指数をいう。以下」に改め、同項の表中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改める。

附則第四条の五（見出しを含む。）中「第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた」を「第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される」に改め、同条中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改め、同条の表中「旧組合別財政力指数」を「組合別財政力指数」に改め、同条を附則第四条の七とし、附則第四条の四の次に次の二条を加える。

（組合別財政力指数の基準となる年度）

第四条の五 算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五号第四項第二号ロ（一）に規定する基準となる年度は、平成二十一年度とする。

（組合別財政力指数）

第四条の六 組合別財政力指数は、次の式により算定した数値とする。

$$\frac{\text{組合別財政力指数の算定に要する費用の額}}{\text{組合員一人当たりの所得の額}} \times \frac{\text{前項の式において、当該組合の被保険者一人当たりの所得の額}}{\text{組合員一人当たりの所得の額}}$$

2 前項の式において、当該組合の被保険者一人当たりの所得の額」とは、当該組合の前条に規定する基準となる年度（以下この項において「基準年度」という。）の五月一日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を当該組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額」とは、基準年度の五月一日における組合の被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額）を乗じて得た額の合計額」とは、組合の被保険者に係る基準年度の療養の給付に要した費用の額（規約に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減している組合にあつては、別に定めるところにより算定した額とする。以下この項において同じ。）療養費の支給に要する費用の額（前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額）を乗じて得た額の合計額とする。

（国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額）を乗じて得た額の合計額」とは、組合の被保険者に係る基準年度の療養の給付に要した費用の額（規約に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減している組合にあつては、別に定めるところにより算定した額とする。以下この項において同じ。）療養費の支給に要する費用の額（前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額）を乗じて得た額の合計額とする。

高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)に七分の十を乗じて得た額の合計額(以下この項において「総療養費」という。)を組合の基準年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数(以下「平均被保険者数」という。)で除して得た額をいい、当該組合の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給に要する費用の額(前期高齢者交付金の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額)に七分の十を乗じて得た額」とは、当該組合の被保険者に係る基準年度の総療養費の額を当該組合の平均被保険者数で除して得た額をいう。

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正)

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四を附則第五条の六とし、附則第五条の三の次に次の二条を加える。

(平成二十七年及び平成二十八年年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)

第五条の四 平成二十七年及び平成二十八年年度の各年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条	第一条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三	
第二十六条及び	第二条及び	附則第五条の四の規定により読み替えられた第一条及び	
	第二条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第一条第一項	
第三十四条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二	
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三	
第三十六条	第二条及び	附則第五条の四の規定により読み替えられた第一条及び	
	第二条第一項	附則第五条の四の規定により読み替えられた第一条第一項	
第三十四条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二	
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三	
第二百一十一条第一項	第二百一十一条第一項	附則第十四条の六第一項	
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三	
第二百一十一条第一項	第二百一十一条第一項	附則第十四条の五第一項	
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三	

(平成二十五年年度及び平成二十六年年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の五 平成二十五年年度及び平成二十六年年度の各年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	法附則第十三条の五の二第二号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額
法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額
法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額
法附則第十三条の五の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額
法附則第十三条の五の四第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の五の四第一項第二号に掲げる額
法附則第十三条の五の四第一項第四号に掲げる額	法附則第十三条の五の四第一項第四号に掲げる額
法附則第十三条の五の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の五の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額
法附則第十三条の五の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額
法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額
法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲げる額
法附則第十三条の五の五第一項第四号に掲げる額	法附則第十三条の五の五第一項第四号に掲げる額
法附則第十三条の五の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の五の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額
法附則第十三条の五の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額
法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額
法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる額	法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる額	法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる額
法附則第十四条の五第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の五第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額

一円未満の端数を切り捨てる

法附則第十四条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の五第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額
法附則第十四条の六第一項第一号に掲げる額	法附則第十四条の六第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の六第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の六第二項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の六第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の六第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額
算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲げる額	算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲げる額
算定政令附則第四条の二第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の二第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額
算定政令附則第四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額
法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率	法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率
法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率	法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率
法附則第十四条の六第四項に規定する支援金概算拠出率	法附則第十四条の六第四項に規定する支援金概算拠出率
法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率	法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率

小数点以下第八位未満を四捨五入する

附則第二十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「特例退職被保険者等の加入率の算定方法」を付し、同条第一項中、「この条において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の三 法附則第十三条の五の四第三項及び法附則第十四条の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の五の五第三項及び法附則第十四条の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中、「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

附則第二十四条に次の四号を加える。

五 法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率

六 法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率

七 法附則第十四条の六第四項に規定する支援金概算拠出率

八 法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率

(全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第五条 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(平成二十年厚生労働省令第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(準備金の算定の特例)

第六条 平成二十五年及び平成二十六年において、第十四条第一号ロ中「準備金、積立金」とあるのは「積立金」と、第十五条第五号中「法第六十条の二及び船保法第二百二十四条」とあるのは「船保法第二百二十四条」と、第二十六条第一項中「法第六十条の二又は船保法第二百二十四条」とあるのは「船保法第二百二十四条」とする。

(健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

(収入等見込額相当率の算定の特例)

第六条の三 平成二十五年及び平成二十六年においては、前条中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは「健康保険事業」とする。

附則第八条第二項中「平成三十一年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定及び第三章中第一節を第一節の二に改め、同節の前に一節を加える改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則様式第二十五号による健康保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則様式第十三号による船員保険検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十七条第一項第三号の二に掲げる額を公示するものとする。

2 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年における第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十四条各号に掲げる率を公示するものとする。